

医労連共済 加入拡大・推進ニュース 20

2013年 1月 28日発行 日本医労連共済事業局

1月は学習会を13箇所で開催。

1月11日は新潟民医労、15日は京都洛西NT労組と滋賀民医労坂本支部、16日は大津日赤労組・東京山城労組・東京結核予防会労組、17日は滋賀民医労膳所支部、19日は九州ブロックと福島県医労連、20日に東京医労連の春闘討論集会、26日には兵庫県医労連、青森民医労、鳥取医療生協労組と連日のように、しかも1日2箇所、3箇所と学習会が開催されました。そのうち2つの共済推進交流会を紹介。

九州ブロックは会場あふれんばかりの72名が参加

1月19日～20日に沖縄で開催した九州ブロックの共済推進交流集会は8県72名が参加し、会議室いっぱいのお熱気あふれる学習会となりました。

1日目は自主共済の説明に加えて、自動車共済の制度改定説明には、西日本自動車・沖縄県支部から査定課長と業務主任が参加していただきました。お二人に対して制度内容や日ごろの自動車共済に対する具体的な質問もたくさん出され、丁寧に回答していただきました。

2日目は、実務初級講座で担当者からの質問に答える分科会と各県・単組の取り組みの経験交流する分科会を開催し、特に大分県佐藤病院労組(年2回の食事会)、宮崎県井上病院労組(バイクング)、鹿児島県鹿児島医協労組(バスレク、夕食会)の共済加入者を対象にしたレクや企画は、大いに参考になる内容でした。



労働組合員のみなさんへ 部内資料

労働組合員のたすけあい保険-医療共済

キャッシュバツ

期間中(2月1日～2月29日)に新着した方に、**保険料1カ月分をキャッシュ**して下さい!!

インフルエンザが流行!

医療共済特集!

2013年1月16日(水) 福島県医労連 発行 責任者 新 野 由 美 子 TEL: 0242-22-2966

知っていますか??インフルエンザで休んだ場合は特休です

組合員の皆さん、毎日ご苦勞です。2012秋期については交渉継続中ですが、前週に労務を引渡しし、2013年春闘に動いて行きたいと思っております。年末に行った春闘アンケートや、現在実施している各種職、介護職のサービス残業の実態調査の結果等を参考に、現場の要求を盛り上げます。

インフルエンザやノロウイルスの季節です。感染予防に努めましょう。もしも、発つてしまえば出勤停止となり休みに備え、昨年の春闘の交渉で確認した通り、特休有給休暇扱いとなります。インフルエンザは医師の診断を受け、発が下ってから2日発が特休扱いとなります。ノロについては回復するまでの期間(2～3日)となります。医師の診断が必要で、更に労務連共済に加入の組合員の労務は、

・インフルエンザで連続5日以上休んだら1日から休業給付が受けられます

インフルエンザで特休で休んでも5日連続して休んだら1日から休業給付金が支給されます。もちろん、他の病気、ケガ等で特休で休んだ場合でも、入院しなくても5日以上なら給付されます。10万円以下の給付の場合、診断書はいらぬので診断書料もかか

だんぜんオトクな医労連共済

たとえば「医療保険」
こんな方へ・・・①入院費等が心配で医療保険、保険料が気になる。探している。
②医療保険に入っているけれど、保険料を抑えたい。

福島は組合の工夫を交流

1月19日に福島県医労連では、中央委員会の前日に共済交流集會を開催し7組織、17名で医労連共済の学習と各単組の交流をすすめました。

独自のニュースやピラを持ち寄った活動報告・交流会では、参加労組が参考にできる機会となりました。

東北自動車共済の担当者と専務も夕食交流会に参加していただきました。